

議案第 号

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年） 月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宝塚市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。この場合において、当該出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、その額に12,000円を加算する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。この場合において、当該出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、その額に12,000円を加算する。</p> <p>2 (略)</p>

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の概要

出産育児一時金の支給額の引き上げ

2 出産育児一時金の支給額の変更

現行

産科医療補償制度の適用がある分娩

$$\underline{40.8万円} + 1.2万円(産科医療補償制度掛金) = \underline{42.0万円}$$

産科医療補償制度の適用がない分娩

$$\underline{40.8万円}$$

令和5年4月1日から

産科医療補償制度の適用がある分娩

$$\underline{48.8万円} + 1.2万円(産科医療補償制度掛金) = \underline{50.0万円}$$

産科医療補償制度の適用がない分娩

$$\underline{48.8万円}$$

3 施行日

令和5年4月1日

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 10 日

各市町国民健康保険主管課長 様

兵庫県福祉部国保医療課長

出産育児一時金等の支給額の引き上げ等への対応について

標記の件については、令和 4 年 12 月 26 日付厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡「出産育児一時金等の支給額引上げに伴う関係政令等改正内容について」に基づき、下記の通りご対応願います。

記

1 兵庫県における標準的な出産育児一時金の支給額について

出産育児一時金の支給額については、上記事務連絡において、支給額を引き上げる内容の法令改正を予定している旨が示されたことから、令和 4 年 11 月 28 日開催国民健康保険連絡協議会における連絡のとおり、改正法令施行後の出産育児一時金にかかる本県の標準的な支出金額を 48 万 8 千円（産科医療保障制度の適用のある分娩についてはこれに 1 万 2 千円を加算）といたします。

つきましては、国保条例参考例の改正予定の内容を踏まえ、施行期日となる令和 5 年 4 月 1 日までに、条例改正等の必要な事務手続きについて、遺漏無きよう進めていただきますようお願いいたします。なお、兵庫県国民健康保険運営方針についても今後改正を行う予定であることを申し添えます。

2 令和 5 年度予算編成について

市町の令和 5 年度予算編成においては、出産育児一時金にかかる各歳出・歳入項目について、改正後の標準的な支出金額に基づき算定した所要額を予算措置していただきますようお願いいたします。

兵庫県 国保医療課 国保運営班 太田
T E L (078)362-3243
F A X (078)362-3967
E-mail : kokuh01@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡

令和 4 年 12 月 26 日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

出産育児一時金等の支給額の引上げに伴う関係政令等の改正内容について

出産育児一時金については、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和 4 年 12 月 15 日）において、「出産育児一時金の額は、令和 4 年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和 5 年 4 月から全国一律で 50 万円に引き上げるべき」とされました。

これに基づき、今後、厚生労働省においては、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保令」という。）等の一部を改正するとともに、国民健康保険条例参考例（以下「国保条例参考例」という。）及び国民健康保険組合規約例（以下「国保組合規約例」という。）の一部を改正する予定ですが、あらかじめ、その改正の趣旨及び内容について、下記のとおりお知らせしますので、貴管下保険者及び関係団体等への周知等につき、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、この事務連絡については、厚生労働省保険局保険課と協議済みである旨を申し添えます。

記

第 1 改正の趣旨

今回の改正は、出産育児一時金等の支給額を引き上げるものであること。

第 2 改正の内容

1 健保令の改正関係

出産育児一時金の支給について、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 101 条の政令で定める金額として健保令第 36 条に規定する「40.8 万円」を「48.8 万円」とすること。

2 国保条例参考例及び国保組合同規約例の改正関係

1 を踏まえ、出産育児一時金の支給について、国保条例参考例第 8 条第 1 項及び国保組合同規約例第 11 条第 1 項に規定する「40.8 万円（何円）」を「48.8 万円（何円）」とすること。

※ これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、50 万円となる。

第3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日とすること。

【補足】 令和 5 年度の出産育児一時金引上げに伴う予算措置について

令和 5 年度政府予算案（12 月 23 日閣議決定）では、令和 5 年度の出産育児一時金の引上げについて、以下の予算措置を盛り込んでいます。

- ① 市町村国保：引上げ分（8 万円）の 3 分の 2 を地方交付税措置で手当することに加えて、令和 5 年度は、1 件当たり 5 千円を追加で補助する。
- ② 国保組合：引上げ分（8 万円）の 4 分の 1 相当を補助することに加えて、令和 5 年度は、一般被保険者に係る定率補助率 13～20%の組合は 1 件当たり 6,500 円、同定率補助率 22～32%の組合（全国土木建築国保組合を除く。）は 1 件当たり 13,000 円、全国土木建築国保組合は 1 件当たり 8,000 円を補助する。

※ 令和 6 年度以降については、次期常会提出予定の法案による制度改正で、後期高齢者医療制度による出産育児一時金への支援や後期高齢者と現役世代との負担割合の見直し（令和 6 年度から施行予定）を検討中。

厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係
TEL : 03-3595-2565（内線 3138）